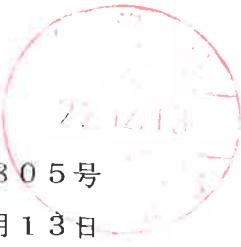


写

4全美連発第805号

令和4年12月13日



各都道府県美容組合
理 事 長 殿

全日本美容業生活衛生同業組合連合会
理事長 吉井眞人
(公印省略)

美容業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインの改訂について

令和2年5月、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議において、業界団体が主体となり、業種ごとに感染拡大を予防するガイドライン等を作成し、業界を挙げてこれを普及するとされたところです。

このことを受け、当連合会では令和2年5月29日に美容業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインを策定し、新型コロナウイルスの最新の知見や各地域の感染状況等を踏まえて令和2年12月25日、令和3年11月17日に内容の一部を改訂したところです。

このたび、本ガイドラインについて内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室より平時への移行プロセスの一環として、感染拡大防止と社会経済活動の両立の観点から、感染症等に関する最新の情報に基づき見直しをするよう要請がありました。

当連合会では、内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室及び厚生労働省と協議を重ね、このたび、別紙の通りガイドラインを令和4年12月12日付で改訂し、全美連のホームページにもアップすることといたします。

つきましては、傘下組合員へご周知いただけますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

【ガイドラインの主な改訂事項（令和4年12月12日改訂）】

- ・適切なマスクの着用に関する内容
- ・適切な対人距離に関する内容
- ・効果的な換気に関する内容
- ・濃厚接触者に関する扱いに関する内容
- ・療養に関する扱いに関する内容

以上